

愛媛県信用保証協会レポート

2026 disclosure



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

ごあいさつ



愛媛県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、当協会ホームページで公表しておりますとおり、本年4月、保証申込書類一式を紛失する事案が発生いたしました。お客様ならびに関係金融機関の皆様にご多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。今回の事案を重く受け止め、再発防止策の徹底とコンプライアンス意識のさらなる向上に組織を挙げて取り組んでまいります。

さて、本年度も当協会の事業実績や経営計画等を広くお知らせするため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じて、当協会の業務や取組みに対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

令和7年度の県内経済は、一部に弱い動きが見られたものの、個人消費やインバウンド需要に支えられ、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格や輸入物価の変動、賃上げ負担の増加などにより、多くの中小企業者にとって厳しい経営環境が続きました。

こうした中、当協会は中小企業・小規模事業者の金融円滑化と経営改善を支援する公的機関として、事業者との対話を重視し、資金需要や経営課題の把握に努めてまいりました。資金繰り支援では「協調支援型特別保証」を中心に、運転資金から設備資金まで、それぞれの実情に応じた支援を行いました。

また、経営支援においては、「経営支援強化促進事業」の活用や金融機関、各支援機関との連携により、経営課題の抽出と解決に向けた伴走支援を実施しました。さらに、アクションプランの策定支援やフォローアップ支援を通じて、中小企業者の自走化に向けた取組みを進めてまいりました。

令和8年度につきましては、県内経済は緩やかな回復基調を維持すると見込まれる一方、国際情勢の不確実性や地政学リスクの高まり、エネルギー価格の動向など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当協会は、こうした環境変化に的確に対応しながら、経営者の皆様に寄り添い、金融機関や自治体、支援機関との連携を一層強化してまいります。資金繰り支援と経営支援の両面から県内中小企業の持続的な成長を支え、地域経済の発展に貢献してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

愛媛県信用保証協会 会長 **田中 英樹**



目次 contents

信用保証協会の目的と概要

目的、基本理念、シンボルマーク	2
プロフィール、沿革、根拠法律と主務大臣	3
信用補完制度について、地方公共団体と当協会の関係	4
信用補完制度のしくみ	5

当協会の業務について

保証をご利用いただける方、保証の内容	6
信用保証業務の流れ	8
責任共有制度について	9
信用保証料について	10
創業支援の取組について	11
経営支援・再生支援の取組について	13
広報活動について	16

令和7年度事業報告

事業概況	18
信用保証実績	20
経営者保証に関するガイドラインについて	22
貸付条件変更の取組について、 セーフティネット保証の取組について、相談窓口について	23
令和7年度トピックス	24

令和8年度経営計画

令和8年度経営計画	26
-----------	----

令和7年度財務報告

貸借対照表、令和7年度貸借対照表（図解）	28
収支計算書、令和7年度収支計算書（図解）	30
財産目録	32
基本財産	33

コンプライアンスと個人情報の取扱い

コンプライアンス態勢	34
個人情報保護への取組	36

役員構成・組織図・ネットワーク

役員構成	38
組織図	39
ネットワーク	40

目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

基本理念

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

シンボルマーク



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、金融機関と一体となって、事業者をサポートしていく「愛媛県信用保証協会」の姿を、EHIME GUARANTEEの「E」と「G」を中心に合わせたフォルムで現したものです。愛媛のイメージカラーであるオレンジの濃淡で構成された優しいカタチのマークは、ハート型の笑顔にも見え、金融機関や事業者との、良好で強力な信頼関係をアピールしたものです。

プロフィール

(令和7年度末現在)

設 立	昭和24年4月30日
人 格	信用保証協会法に基づく特殊法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)
基 本 財 産	154億3,206万円
保 証 債 務 残 高	〈件数〉 3万729件 〈金額〉 3,178億2,254万円
保証業務の最高限度	基本財産の50倍 (定款第7条)
保 証 利 用 度	44.47% (保証利用企業者数17,614者／中小企業者数39,605者)
役 職 員 数	75名 (令和8年4月1日現在)

沿革

昭和24年 2月21日	社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催
昭和24年 3月28日	社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和24年 4月30日	設立登記
昭和24年 5月 1日	事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始
昭和25年 8月14日	財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和25年10月20日	設立登記
昭和29年 6月25日	信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可
昭和29年 7月 5日	組織変更登記
昭和48年12月 1日	主たる事務所を松山市一番町4丁目1番地2へ移転
令和元年 10月15日	主たる事務所を現在地、松山市千舟町3丁目3番地8へ移転

>>>

信用保証協会の目的と概要

根拠法律と主務大臣

1. 根拠法律

信用保証協会法 (以下「法」という)

2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣… (法第48条)

金融庁長官…………… (法第50条1項に基づく権限の委任 〈内閣総理大臣〉)

地方支分部局長…………… (法第50条2項に基づく権限の委任 〈経済産業大臣〉)

財務局長又は財務支局長… (法第50条2項に基づく権限の委任 〈金融庁長官〉)

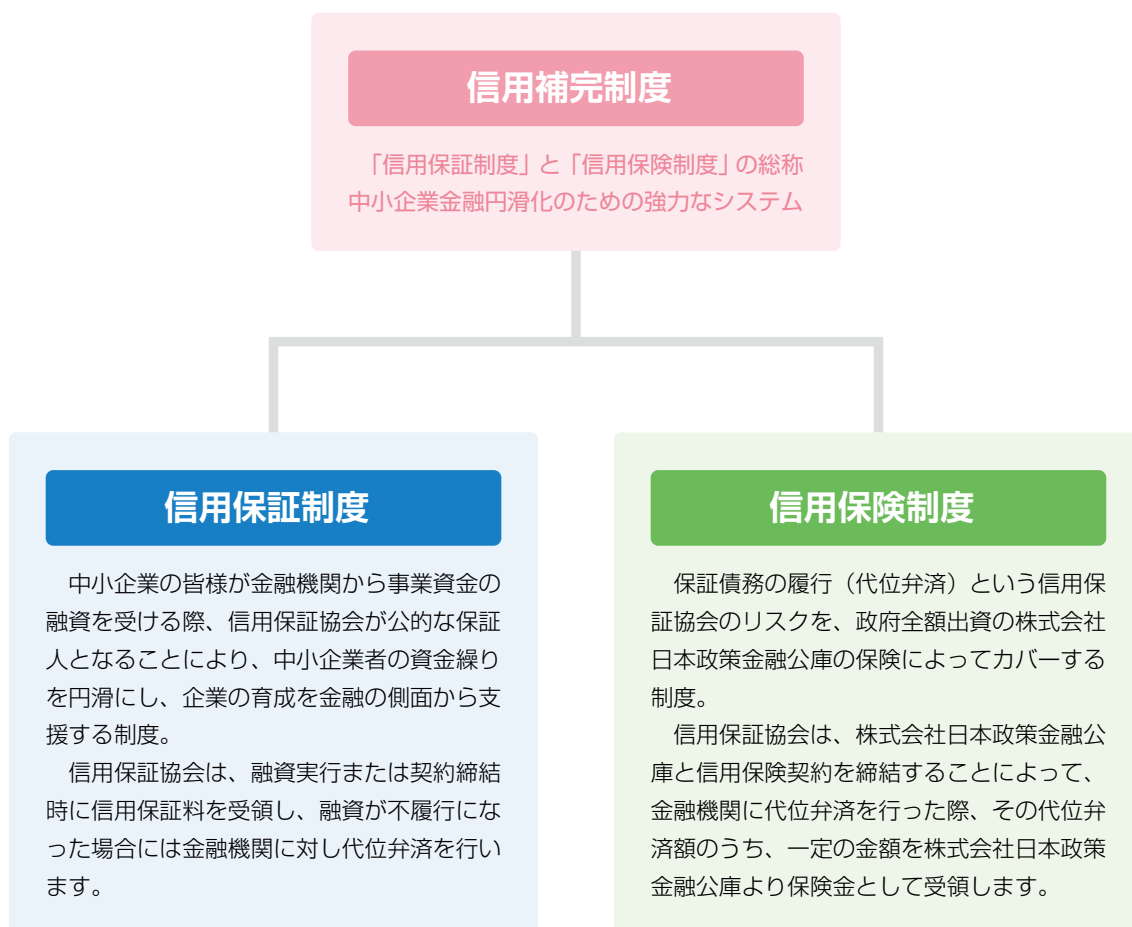
都道府県知事…………… (法第51条に基づく権限の委任 〈内閣総理大臣および経済産業大臣〉)

信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。

これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

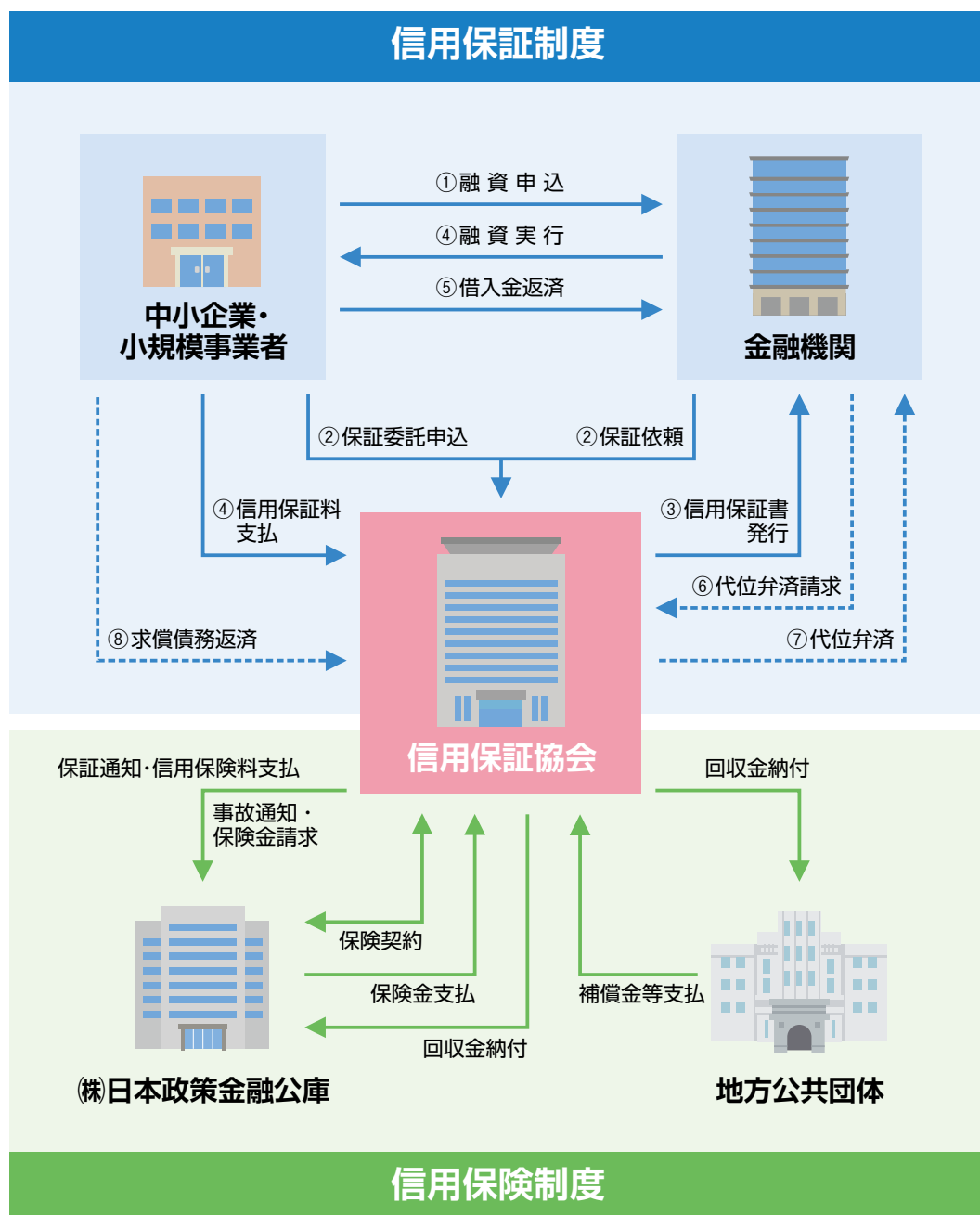
県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

令和7年度当協会は、県から4,502千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

信用補完制度のしくみ



>>

信用保証協会の目的と概要

保証をご利用いただける方

業歴・所在地

個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にあつて事業を行っていただければご利用いただけます。

※保証制度によっては、愛媛県内の業歴等資格要件を定めている場合があります。

企業規模

個人事業主の方は、常時使用する従業員数が、法人の方は、資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用の従業員
製造業等(運輸業・建設業を含む。)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種（政令特例業種）については、上記基準がさらに緩和されます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時的な社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には資本金の概念が無く、雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

業種

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融業の一部、性風俗関連特殊営業や、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店、宗教法人、非営利団体などの業種は対象となりません。

また、許認可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けていることが必要です。

保証の内容

保証限度額

個人・法人・医療法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数・居住要件・納税要件等）

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

保証期間

運 転 資 金	15年以内（特別な場合については20年以内）
設 備 資 金	15年以内（土地・建物取得資金については20年以内）

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。
※特別な場合とは、特別な取扱いを定めた「商品」等が該当します。

担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

連帯保証人

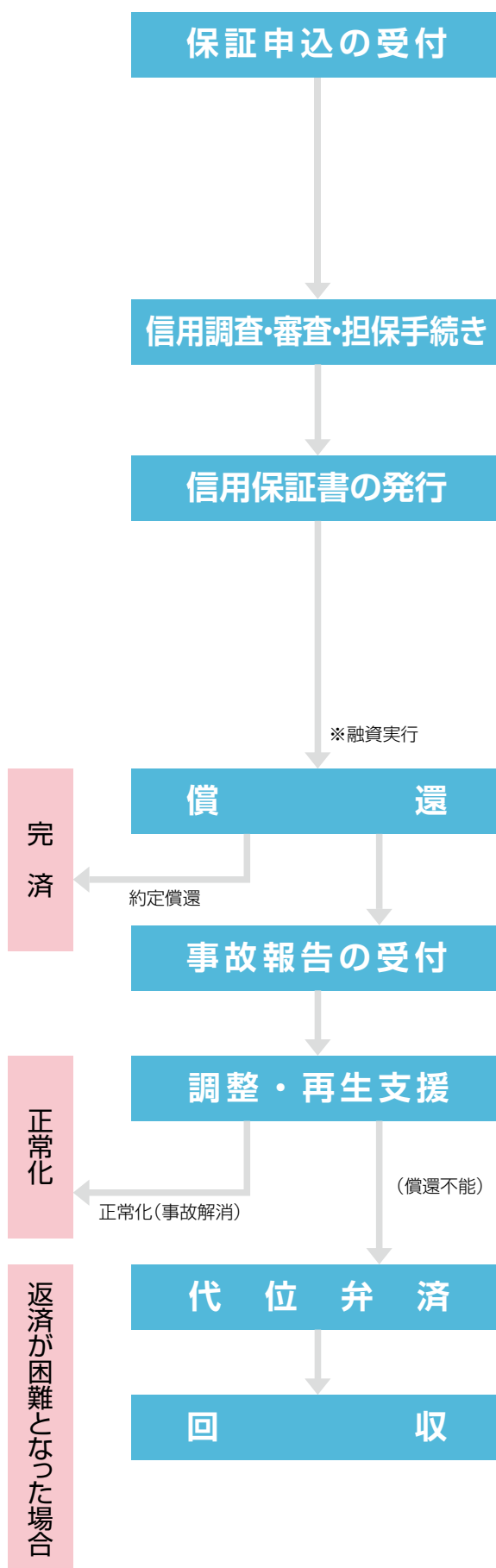
個 人	原則として不要
法 人（組 合）	必要となる場合がある

保証をご利用になれない方

次のいずれかに該当する方は、信用保証協会の保証をご利用になれません。

- ①信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方（所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。）
- ②信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- ③手形、小切手について不渡りがある方、銀行取引停止処分を受けている方
- ④借入れ（信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等）について、返済を延滞している方
- ⑤会社更生、民事再生等法的整理手続中の方（事業再生保証の対象となる方を除きます。）
- ⑥税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- ⑦休眠会社
- ⑧保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- ⑨暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方

信用保証業務の流れ



中小企業者が信用保証の申込をする場合、信用保証協会の窓口、あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込する方法（斡旋保証）と金融機関に対して保証付き融資を申込する方法（金融機関経由保証）の二通りがあります。これは金融機関と中小企業者を信用保証協会が結び付けるという「斡旋保証」と、保証手続きの迅速化を図るという「経由保証」のそれぞれのメリットがあります。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただきます。

保証申込を受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。事業内容の検討や面談、現地調査に基づき、企業の将来性や返済能力などについて審査します。

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」を発行します。金融機関ではこの信用保証書に基づいて融資を実行します。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた保証料が必要となります。この保証料は、株式会社日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

※信用保証協会の役割は、融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等へ融資を実行するわけではありません。

融資を受けた中小企業者は、金融機関との約定どおり債務を返済（償還）します。この償還が滞りなく行われているかを継続して把握すること（期中管理）も信用保証協会の役割の一つです。

金融機関において、廃業や法人の解散、休業、経営者の死亡などの理由により、返済の履行が困難と判断された場合、信用保証協会へ事故報告書が提出されます。

借換や返済条件の変更など、金融機関と協力して早期に経営支援・再生支援策を講じることによって事業の継続を支援します。

倒産などの事由により中小企業者が債務を返済できない事態（償還不能）となった場合、信用保証協会では償還不能となった元本および利息を、中小企業者に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を株式会社日本政策金融公庫から受領し、中小企業者からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者の実状に応じて債権の回収を図り、回収の都度、その回収金を填補された割合（保険填補率）に応じて株式会社日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。

責任共有制度について

金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月より「責任共有制度」が導入されました。

これにより、責任共有対象の保証制度については、信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担割合で責任を共有することとなりました。

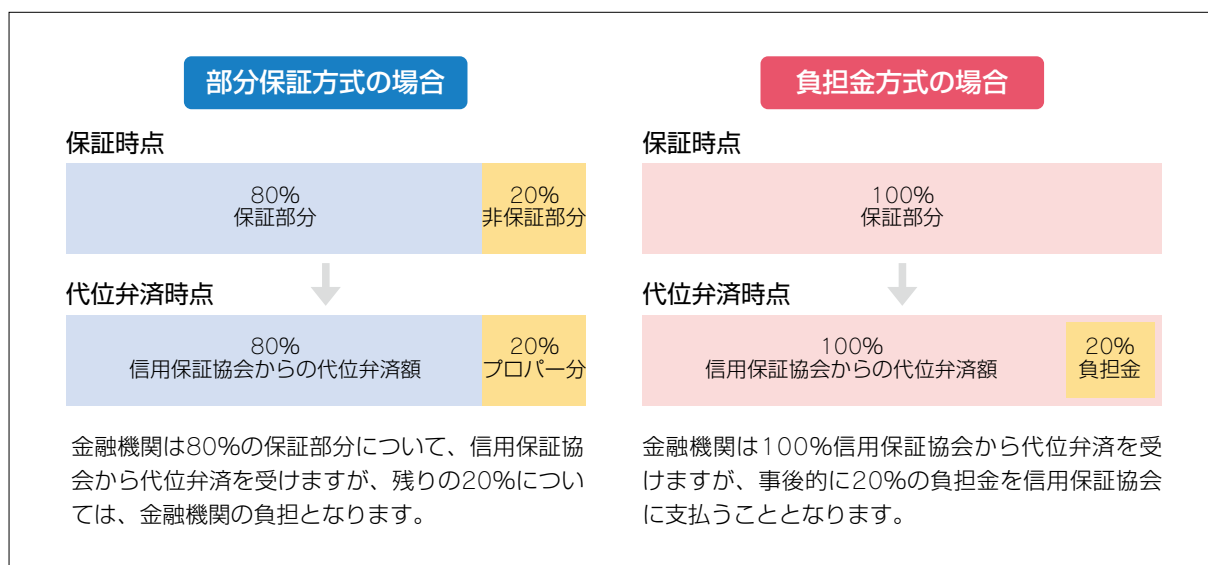
■ 責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」二通りの方式があります。金融機関は、いずれかの方式を選択します。

部分保証方式 金融機関が行う融資額の80%を保証する方式

負担金方式 金融機関の過去の制度利用実績（保証債務平均残高、代位弁済実績等）に基づき一定の負担金を事後に支払う方式
※個々の融資では100%保証となり、代位弁済金額も融資残高100%です。

金融機関の負担部分のイメージ図



■ 責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証制度が対象となります。

例外として、以下に掲げる保証については、信用保証協会が100%責任を負担します。

責任共有対象外となる保証制度

創業者や小規模事業者を対象とする保証制度、大規模な経済危機や災害時における保証制度など、信用保証協会が100%責任を負担する保証制度があります。

例：創業関連保証・経営安定関連保証（1～4号・6号）・危機関連保証・小口零細企業保証 等

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補填・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

信用保証料率

平成18年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、すべての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料の割引について

次の①または②に該当する場合は、それぞれ保証料率を0.1%引き下げます。

①会計参与設置会社の場合

②有担保保証の場合（企業価値担保を除く）

※制度によって割引の適用がされない場合もあります。

信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、令和8年4月現在、171の金融機関等が会員となっており、約482万の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

【基本保証料率】

（単位：年率%）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※事業者選択型経営者保証非提供制度、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度につきましては0.25%または0.45%上乘せされます。

保証料の返戻

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

また、保証条件の変更にともない、変更後の信用保証料よりも控除する額が多い場合、差額を返戻することができます。

創業支援の取組について

当協会では、「創業支援チーム」を組成し、創業前、創業時、創業後の各ステージに応じた創業支援に積極的に取り組んでいます。

■ 創業支援チーム

少子高齢化・人口減少等社会構造が変化する中で、地域経済の持続的発展に向けて創意工夫をこらした創業支援をおこなうため、平成29年4月に、「愛媛県信用保証協会創業支援チーム」を設置しました。県内全支所に創業支援担当者を配置し、地域に密着した伴走型の創業サポートを実施しています。



創業支援担当者会議の様子

■ 具体的支援方法

● 創業セミナー

創業セミナーへ当協会職員を講師として派遣しています。当協会の創業支援の取組み紹介を通じて、創業に関する知識習得を支援します。

令和7年度は、7の連携機関に延べ16回派遣しました。



令和7年9月29日
「いよぎん みらい起業塾」



令和8年2月12日
「四国中央市 令和7年度第2回起業塾」

●学生向けの創業に関する講義

愛媛県内の大学、専門学校において創業に関する講義を実施しています。当協会職員が創業計画の作り方や保証協会の役割について説明する他、事例に基づいたグループワークを行いました。

令和7年度は、1回講義を実施しました。

●専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士、ITコーディネータ等の外部専門家を派遣しています。経営支援強化促進事業を利用する場合、専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。創業前と創業後併せて計6回までご利用いただけます。

令和7年度は、365企業に対して面談を行い、3企業に専門家を派遣しました。

●フォローアップ

創業後に新たに生じた経営課題の解決を支援するため、創業アドバイザーが訪問面談し、一緒に解決方法を検討しています。

令和7年度は188企業を訪問し、フォローアップを行いました。

■ 資金支援

創業に関する保証制度（全国統一・県制度）を活用し、創業時の資金調達を積極的に支援するほか、平成29年12月に「創業フォローアップ保証（セカンド）」を創設し、創業後に必要となった追加資金にも対応しています。また、令和5年3月に「スタートアップ創出促進保証（SSS）」を創設し、経営者保証を不要とすることで、創業機運の醸成による创业者の増加ならびに廃業・倒産経験者などの再挑戦を促し、创业者の事業の活性化を図っています。

令和7年度は全国統一・県制度で合計1,042,920千円（217件）の保証対応を行い、そのうちセカンドが95,930千円（23件）、SSSが60,500千円（9件）でした。

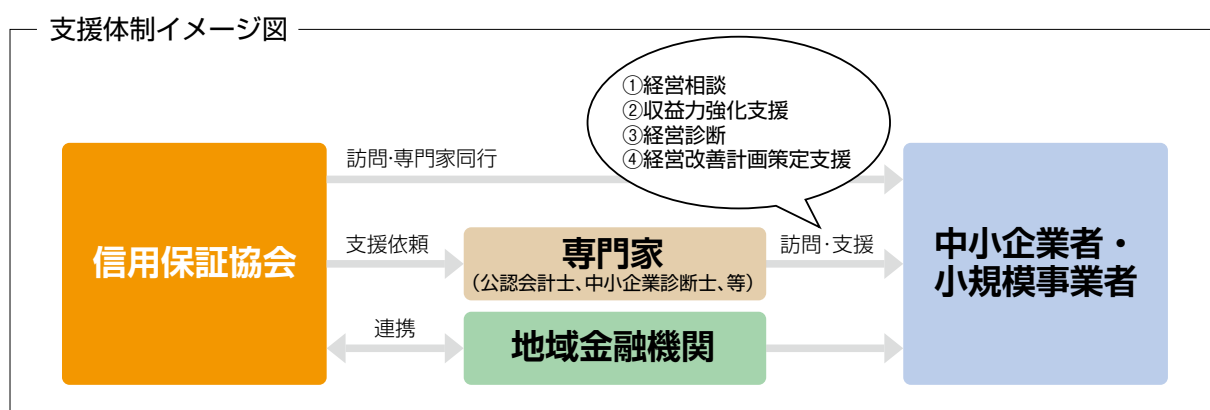
経営支援・再生支援の取組について

平成30年4月に信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に「経営支援」が追加されたことを踏まえて、当協会は地域経済を担う中小企業・小規模事業者にとって「役に立つ協会」となるために、経営改善や再生支援への対応を強化しております。

■ 経営支援強化促進事業

経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に、専門家による経営相談及び収益力強化支援、経営診断、経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートをしています。専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。

ただし、生産性向上支援に係る経営改善計画策定支援に該当する場合は、令和4年7月1日より一部自己負担が発生します。



① 経営相談

専門家（公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネータ等）が原則3回程度、中小企業・小規模事業者と面談し、経営課題に対する助言・指導を行います。

令和7年度は、965企業に対して面談を行い、9企業に専門家を派遣しました。

② 収益力強化支援

専門家（公認会計士、中小企業診断士）が、事業・簡易的な財務の現状分析のほか、経営課題の抽出及び課題解決の対応策（損益計画も含む）をまとめた収益力強化支援報告書を作成します。

令和7年度は、9企業に専門家を派遣しました。

③ 経営診断

専門家（公認会計士、中小企業診断士）が現状分析のほか、経営課題の抽出及び課題解決の対応策を含む経営診断報告書を作成し、それをもとに事業者・金融機関・保証協会が目線を合わせて経営支援に取り組みます。

令和7年度は、8企業に専門家を派遣し、経営診断を行いました。

④ 経営改善計画策定支援

中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を専門家が支援します。専門家による財務・事業DD（デューデリジェンス）による現状分析を踏まえて抽出した経営課題を解決するためのアクションプランや計数計画等を盛り込んだ経営改善計画書の作成を支援します。

令和7年度は、4企業に専門家を派遣し、経営改善計画書の策定支援を行いました。

>>>

当協会の業務について

■ アウトカム指標及び目標（令和7年度）

経営支援強化促進事業（収益力強化支援、経営診断、経営改善計画策定支援）、協会職員によるアクションプラン策定支援等を実施した先を対象に、アウトカム指標としてローカルベンチマーク総合評点を使用し、目標を改善率40%（改善先÷経営支援実施先数）※に設定して検証を行います。

※改善先の定義

効果検証対象先の－1期（支援完了時の直近決算）を比較基準として、同一対象先の1～3期を每期集計します。－1期の点数を1点以上上回る場合は改善、同点または下回る場合は非改善と定義しています。

		改善先数	対象者数	実績（改善割合）
経営支援強化 促進事業	収益力強化支援	3	5	60.0%
	経 営 診 断	2	6	33.3%
	計 画 策 定	1	3	33.3%
協会職員によるアクションプラン策定支援		9	16	56.3%
合 計		15	30	50.0%

■ 愛媛県中小企業活性化協議会への相談持ち込み

関係金融機関等と目線合わせを行うなど連携の上、当協会が主体的に支援の必要性を検証し、必要に応じて愛媛県中小企業活性化協議会への相談持ち込みを実施しています。

令和7年度は12先の事前相談を持ち込み、そのうち二次対応を行った先は、令和8年3月末時点で3先となっています。

■ 事業承継診断シート

県内事業者に対する事業承継対策の早期準備の重要性及び事業承継に向けた気付きを促すことを目的として事業承継の推進に取り組んでおり、愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターへ「事前相談シート」を提出しています。

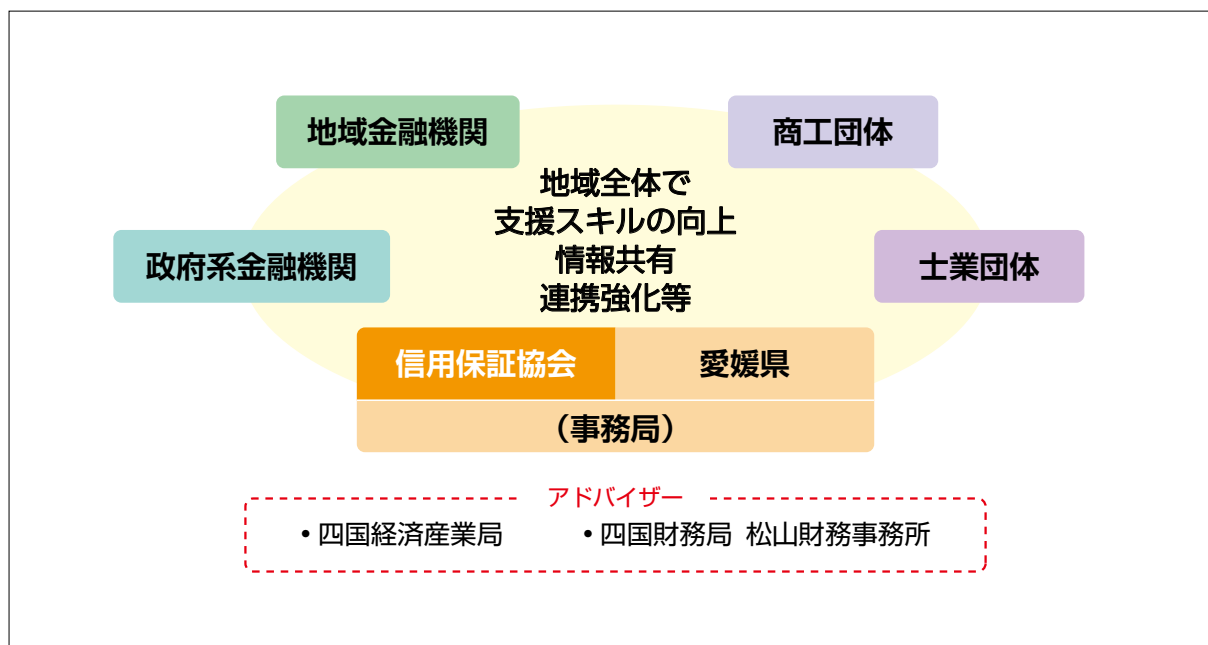
令和7年度は事前相談シートを96件提出し、橋渡しは8件の実績となりました。

■ 愛媛県中小企業支援ネットワーク

● ネットワーク会議

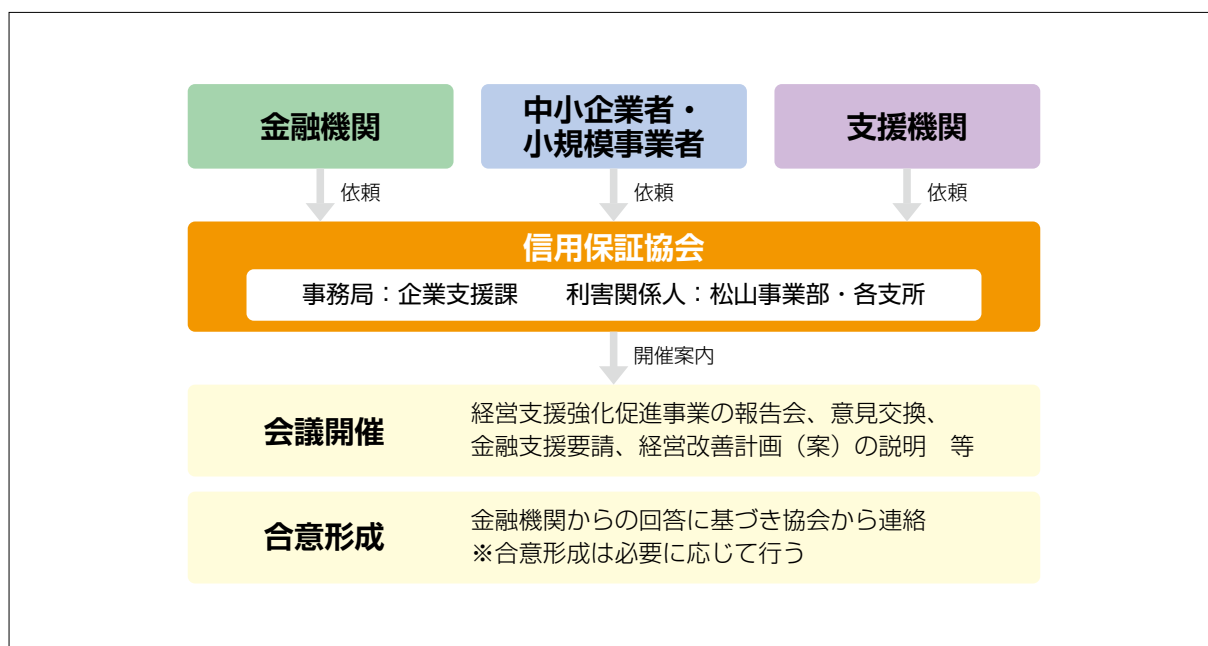
愛媛県と当協会が事務局となり、地域金融機関・政府系金融機関・商工団体・士業団体・自治体等を構成メンバーとして、経営改善や再生に対する目線や姿勢を揃えるため、普段から経営支援施策等の情報を共有することで、地域全体のための中小企業支援ネットワークを構築しています。

令和7年度は1回開催し、情報提供や意見交換を行いました。



● 経営サポート会議

当協会が事務局となり、個別中小企業者の支援に向けた方向性について、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会が集まり意見交換する枠組みです。中小企業者が複数の取引金融機関と調整する際に生じる費用や時間等の負荷を軽減でき、金融機関は他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。



>>

当協会の業務について

広報活動について

当協会では、中小企業の皆さまに「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくために様々な広報活動を行っています。

■ ホームページによる情報発信

ホームページを通じて活動内容を広く公開しております。保証協会の概要や基本理念をはじめ、ご利用方法、各種制度の紹介など、最新の情報を幅広く掲載しております。

また、金融機関専用ページを設けており、ご担当者様向けに各種様式のダウンロード機能を提供しています。

<https://www.ehime-cgc.or.jp/>



■ 保証月報の発行

令和7年4月より、環境保護への配慮およびデジタル化の推進の一環として、広報誌を従来の紙媒体から電子媒体へと刷新いたしました。これにより、最新の実績や当協会の取り組みをより迅速かつ多角的にお届けする体制を整えております。当協会ホームページにも順次公開しておりますので、いつでもご覧いただけます。



■ ソーシャルメディアによる情報発信

情報発信の多角化を目指し、公式LINEによるタイムリーな情報配信に加え、YouTube公式チャンネルでは、文字や写真だけでは伝わりにくい内容を、より分かりやすく視覚的に発信しております。



■ 各種リーフレット等の作成

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客向けリーフレット「信用保証制度のご案内」や経営支援強化促進事業の内容を説明したチラシ、これから創業する方・創業間もない方向けの「創業漫画」など、各種リーフレット等を作成しています。



お客様向けリーフレット



経営支援強化促進事業
チラシ



創業漫画

■ ノベルティグッズの作成

カレンダーやハンドタオルを作成し、配布しています。

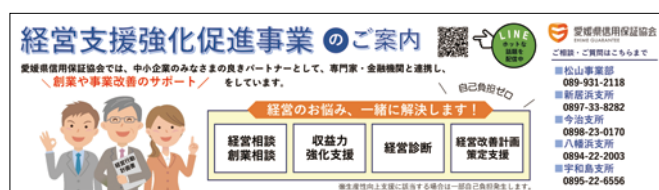


■ 広告の掲載

当協会や経営支援強化促進事業等についてより多くの方に知っていただくため、関係機関等に広告を掲載しています。



愛媛マンダリンパイレーツ 選手出演パブリシティ動画



商工会により

事業概況

● 事業方針

令和6年度の県内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、個人消費や訪日観光客の回復もあり、緩やかな改善基調が続いた一方で、円安の進行や国際情勢の不安定化に起因する原材料費の上昇などによる物価高騰や人手不足が深刻化していることから、コスト上昇に対応するための価格転嫁や継続的な賃上げが求められる状況にありました。このように、中小企業を取り巻く内部・外部環境ともに厳しい状況が続くことから、当協会では、「協調支援型特別保証」等を活用して、経営状況や事業の特性等をしっかりと踏まえた継続的な資金繰り支援を実施することを事業方針として、次のような令和7年度の事業計画を策定しました。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 保証計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保証承諾 50,000百万円 (2) 保証債務残高 317,000百万円 ② 金融機関や自治体等との緊密な連携 ③ 企業のライフステージに応じた各種保証制度の利用促進及び継続的な資金繰り支援 ④ 経営支援・再生支援の充実、強化 ⑤ 債務者などの実情に即した回収の最大化と効率的な管理回収等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 人材への積極的な投資と職場環境や業務体制の整備 ⑦ 基幹システムの安定運用と業務のデジタル化推進 ⑧ 効果的な広報活動の実施 ⑨ リスク管理の強化 ⑩ コンプライアンスの徹底 |
|--|---|

● 県下の経済金融情勢

令和7年度の県内経済は、個人消費は底堅く推移し、好調なインバウンド需要を背景に、宿泊、食品関連などで需要が高まり、全体としては緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、通商政策や外交関係などの影響に加え、国際的な政治情勢や地政学リスクの高まり、生産年齢人口の減少による人手不足が続いており、物価高騰や賃上げ負担等が企業収益に影響を与えました。

県内金融機関の貸出残高は、既存設備の維持・更新のほか、省力化・合理化を目的とした設備投資の増加などから前年を上回りました。また、貸出約定平均金利についても、政策金利の引き上げを背景に上昇傾向にあります。

令和7年度の県内企業倒産（負債金額1千万円以上）については、件数は前年を下回りましたが、負債総額は大型倒産により前年を上回りました。

● 当期の業績

令和7年度の業績は次のとおりとなりました。

(1) 保証承諾

		対前年比
件数	4,938件	91.06%
金額	61,489百万円	84.40%

業況良好な先の足元の資金需要に一服感が見られたことや借換えを伴わない申込（真水）が中心となり、申込金額が小口化したことで保証申込は減少し、令和7年度の保証承諾は前年度を件数で485件、金額で11,363百万円下回りました。

(2) 保証債務残高

		対前年比
件数	30,729件	99.32%
金額	317,823百万円	93.92%

期末保証債務残高は、前年度を件数で210件、金額では20,571百万円下回りました。

(3) 代位弁済

		対前年比
件数	278件	77.44%
金額	3,135百万円	93.62%

物価高騰や人口減少・少子高齢化による慢性的な人手不足に加え、金利上昇などの中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しさを増しているものの、前年度を件数で81件、金額で213百万円下回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比0.95%と前年度の0.99%を下回りました。

(4) 求償権

① 対債務者回収

		対前年比
件数	39件	62.90%
金額	532百万円	81.93%

担保や第三者保証人のない回収財源の乏しい求償権の累積とともに、求償権関係人の高齢化や破産等法的整理案件の増加など、回収環境は一層厳しさを増しており、前年度を117百万円下回りました。

② 帳簿上求償権

		対前年比
件数	204件	80.95%
金額	1,008百万円	106.86%

帳簿上求償権は対前年金額比106.86%と65百万円増加しました。

求償権償却

③ 求償権償却

		対前年比
件数	316件	135.04%
金額	2,844百万円	104.52%

求償権償却は、前年度を件数で82件、金額で123百万円上回りました。

(5) 基本財産

(単位：百万円)

	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基金	3,572	0	0	3,572
基金準備金	11,321	539	0	11,861
計	14,893	539	0	15,432

以上の結果、当期収支差額は1,078百万円となり、539百万円を収支差額変動準備金へ、残り539百万円を基金準備金へそれぞれ繰り入れを行いました。

これにより、基金と基金準備金を合わせた基本財産は、15,432百万円(対前年度比103.6%)となりました。

● 令和7年度経営計画の達成に関する評価及び公表

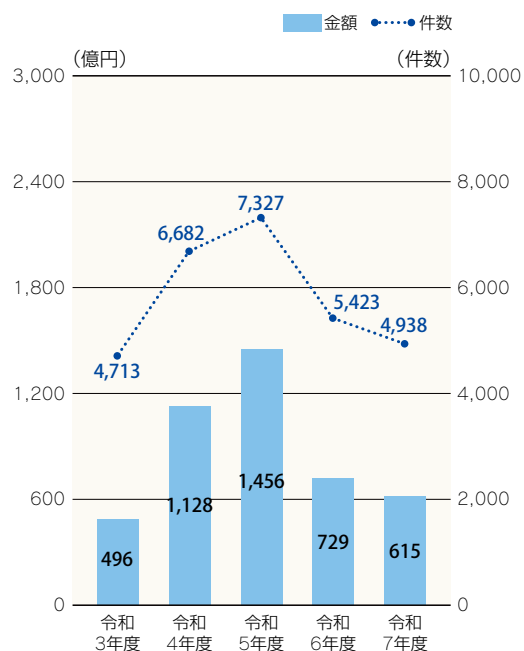
業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

令和7年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

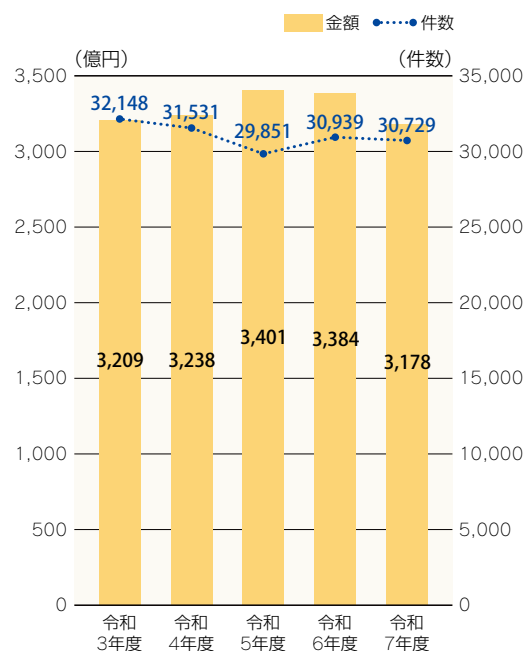
信用保証実績

● 最近5年間の保証状況

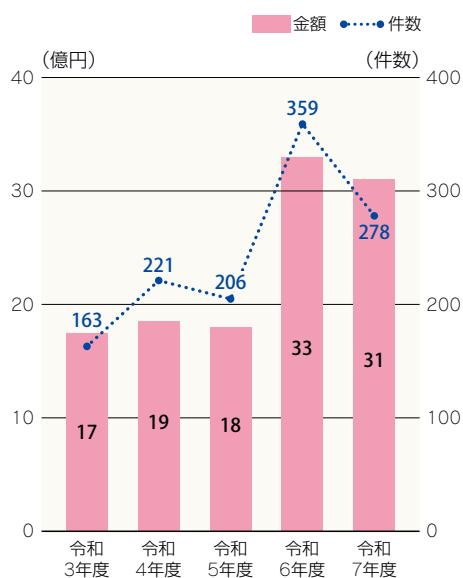
保証承諾



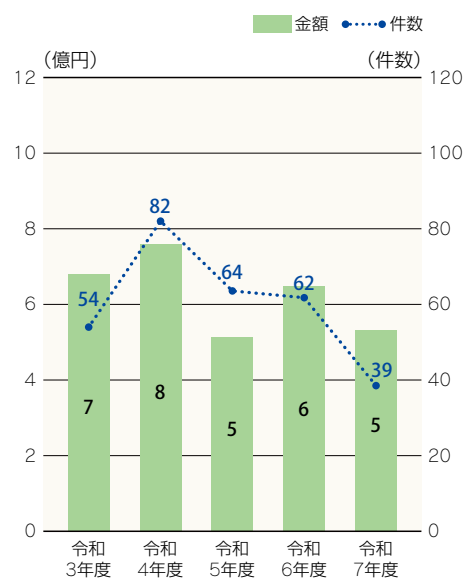
保証債務残高



代位弁済



回収



● 令和7年度保証状況

本・支所別

(単位：件、百万円、%)

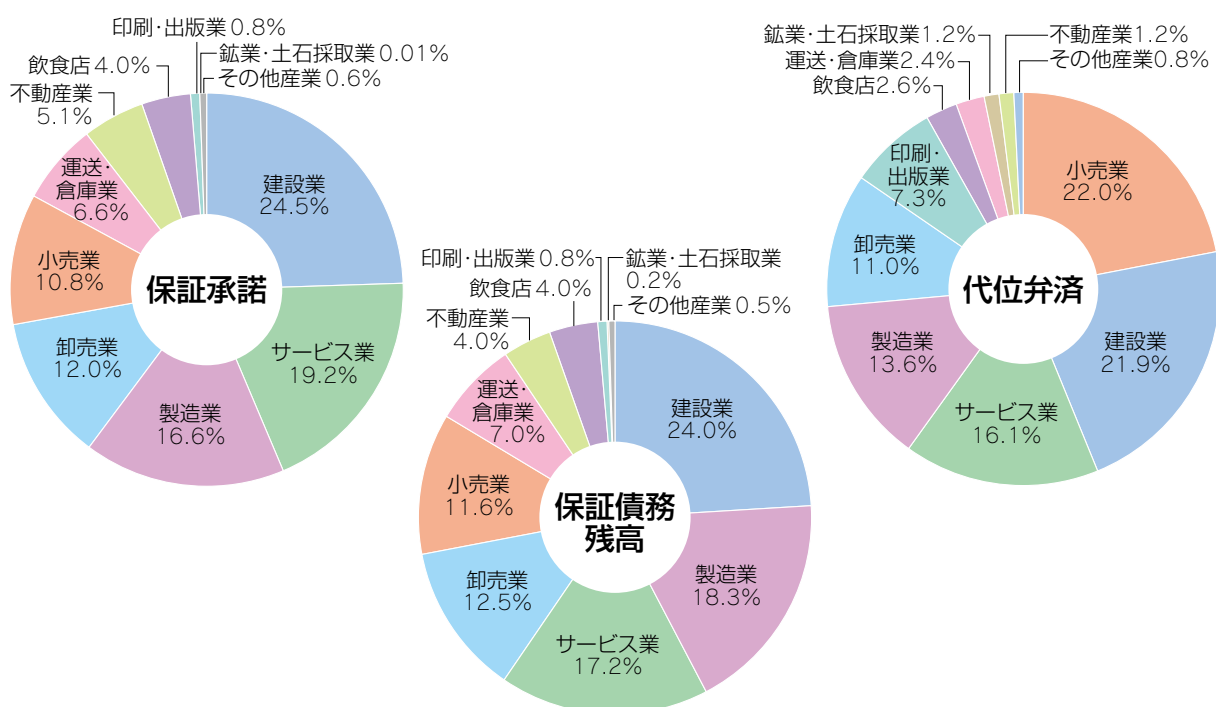
	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
本所	2,444	29,801	78.08	15,572	159,713	94.44	129	1,426	83.44
新居浜	1,167	15,671	103.08	7,146	73,834	94.17	65	629	92.23
今治	550	8,097	82.84	3,554	42,911	92.68	52	789	237.76
八幡浜	438	4,453	90.18	2,281	23,588	93.78	21	238	53.72
宇和島	339	3,467	72.66	2,176	17,777	91.53	11	52	28.76
合計	4,938	61,489	84.40	30,729	317,823	93.92	278	3,135	93.62

金融機関群別

(単位：件、百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
都市銀行	1	30	46.15	10	189	75.32	0	0	—
地方銀行	1,556	22,005	79.49	11,589	158,364	92.84	111	1,820	120.33
第二地銀	1,696	26,975	80.21	10,631	111,603	94.72	87	765	81.38
信用金庫	1,676	12,404	108.31	8,465	47,444	95.76	80	550	61.38
政府系・その他	9	75	366.26	34	223	115.23	0	0	—
合計	4,938	61,489	84.40	30,729	317,823	93.92	278	3,135	93.62

業種別

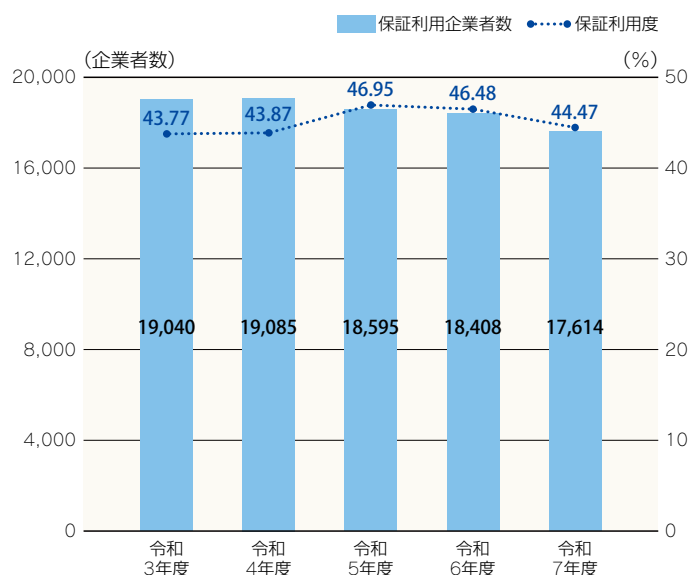


>>

令和7年度事業報告

● 保証利用状況

保証利用企業者数・保証利用度



$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数}}$$

※県内中小企業者数：令和5年12月13日
中小企業庁公表資料 39,605者

経営者保証に関するガイドラインについて

「経営者保証に関するガイドライン」は中小企業・小規模事業者等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における対応について中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として策定・公表されたものです。

当協会では、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、平成30年4月1日から経営者保証を不要とする保証の取扱いを開始しています。

令和7年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

①	信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	4,938件
②	無保証人で信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	1,710件
③	信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合（法人・個人を含む）	34.6%
④	既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	91件
⑤	「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	16件
⑥	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	81件
⑦	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	138件
⑧	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	47件
⑨	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	6件
⑩	⑥～⑨合計	272件

貸付条件変更の取組について

当協会では、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

同法は平成25年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の一本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

返済緩和承諾実績

(単位：件、千円、%)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
	残高	対前年比	残高	対前年比
件数	1,912	90.53	1,937	101.31
金額	23,958	92.83	27,492	114.75

セーフティネット保証の取組について

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率（1号～4号、6号）0.8%（5号、7号～8号）0.7%が適用されます。

令和7年度の承諾実績は、99件、1,142百万円（同年度全承諾額の1.9%を占める）で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの令和8年度第一四半期は、520業種が指定業種とされました。

（1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。）

相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けるとされる事由が発生した場合、その都度迅速に各種相談窓口を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。令和8年4月1日現在で設置している特別相談窓口等は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

- ・東日本大震災に関する特別相談窓口
- ・中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- ・令和6年能登半島地震による災害に関する相談窓口
- ・丸住製紙(株)民事再生法適用申請に伴う経営相談窓口
- ・米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口
- ・高水温等によるカキのへい死被害に関する特別相談窓口

令和7年度トピックス

4月

●県内中小企業等の成長支援に向けた共同宣言式に参加

愛媛県庁にて開催された、県内中小企業等の成長支援に向けた共同宣言式へ参加しました。

中小企業を取り巻くあらゆる課題に対応できるよう、県内支援機関等のネットワークを一層強固なものとし、“すべての支援機関は一つの企業のためにある”という共通認識と、“支援の手から漏れる企業を出さない”との強い決意のもと、一つ一つの企業に寄り添ったサポートを提供することを宣言しました。



6月

●令和6年度感謝状贈呈式を開催

当協会は、1年に1度、中小企業・小規模事業者の円滑な金融に努め、信用保証業務や経営・再生支援業務の推進を通じて、地域経済の発展に貢献された県下金融機関の店舗に対して、感謝状を贈呈しております。

令和6年度は、42店舗を選考し、感謝状の贈呈を行いました。



9月

● 当協会ホームページに「信用保証料計算シミュレーション」機能を追加

中小企業者および関係機関等の皆さまの利便性向上を目的として「信用保証料計算シミュレーション」機能を当協会ホームページに追加しました。

申込情報を入力すると、信用保証料の概算が算出できます。

当協会ホームページの専用バナー並びに当協会公式LINEのホームメニューに設置しており、ワンクリックでページに移行することができます。



ご利用案内
信用保証料計算シミュレーション

信用保証料計算シミュレーション

信用保証料の概算が計算できるシミュレーションです。
※本シミュレーションで計算される金額は概算であり、実際の信用保証料と相違する場合がありますので、ご了承ください。
※不均等分割返済や最終回の返済金額が毎月の返済額の2倍を超える場合には対応していません。

返済方法を選択して、各項目を入力してください。
「計算」をクリックすると計算結果が表示されます。

返済方法 ☐ 一括返済 ☒ 均等分割返済

借入金額 万円

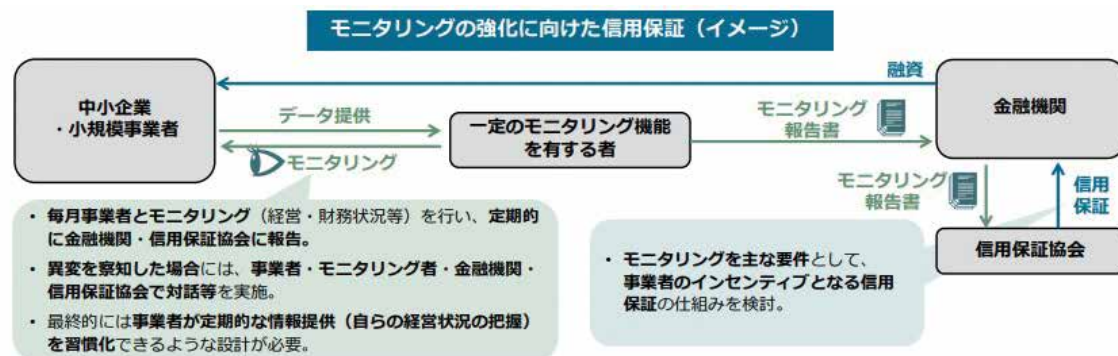
保証期間 カ月

3月

● 「モニタリング強化型特別保証制度」を創設

令和8年3月16日、物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とした「モニタリング型特別保証制度」を創設しました。

同制度は、令和8年3月16日から令和9年3月31日までに保証申込されたものに関して、保証料の一部（約2分の1相当）が国によって補助され、取扱期間は令和11年3月31日までとなります。



【保証料率】

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補 助 率(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

令和8年度経営計画

● 重点課題

1. 保証部門

(1) 金融機関や自治体等との連携

金融機関とは、役員・本部・現場の各階層により、地域経済に関する情報交換や中小企業者等の支援に向けた目線合わせを行うとともに、当協会の支援メニューや保証制度の説明を継続して実施する。

また、自治体や商工団体とも定期的に情報共有や意見交換を行い、地域及び業界ごとの中小企業者等が求める支援ニーズを把握し、効果的な融資制度の創設および改正を働きかける。

これらの連携を強化することで、県内中小企業者等の事業継続支援と地域経済の持続的発展に積極的に関与していく。

(2) 中小企業者等の実情に応じた資金支援

厳しい外部環境の影響により収益改善が進んでいない中小企業者等に対する既存借入の借換えを含む資金繰り安定のための運転資金や、業務効率化及び生産性向上を目指す事業者に対する設備資金など、事業者の経営状況やニーズを的確に把握し必要資金について最大限対応する。

また、創業期・成長期・再生期・事業承継期といった中小企業者等のライフステージに応じた資金需要を正確に把握し、最適な保証制度を提案することで、必要資金の確保を後押ししていく。

特に、創業期における中小企業者等に対しては、「創業関連保証」をはじめとした有益な保証制度を活用した資金支援に加え、「創業支援チーム」による経営相談を積極的に実施し、県内における創業機運の醸成に引き続き貢献する。

(3) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの推進

「経営者保証ガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、現場での勉強会や金融機関本部への定期訪問を通じて、引き続き金融機関等への周知を図る。

特に、保証協会における経営者保証を不要とする3類型の説明や、保証料の上乗せにより経営者保証の機能を代替する手法を活用した保証制度の提案を行い、制度の利用促進に取り組む。

また、経営者保証の契約時のみならず、経営者等の変更を伴うM&A・事業承継時や保証履行時等においても、金融機関や支援機関と連携の上、適切に対応する。

2. 期中管理・経営支援部門

(1) 経営支援・再生支援の強化

協会メイン先を中心に、金融機関や税理士等との対話を通じた予兆管理の体制を構築の上、中小企業者等の経営状況の変化を早期把握し、経営悪化の兆候があった場合は早めに対

応を促すなど、事業者の実情に応じて必要な支援を検討し取り組む。

具体的には、国の補助事業である経営支援強化促進事業を活用して、中小企業者等の経営状況の把握や経営課題の解決提案等を行い、事業者に寄り添った支援に取り組む。なお、効果的な経営支援を実施するため、経営支援の取組みに関する効果を引き続き検証(※)し、検証結果を活かした支援策へブラッシュアップを図る。

(※) 定量的な効果検証の指標としてローカルベンチマークの総合評点を採用する。法人を対象に、経営支援実施後、最初に到来する決算期の翌年から3か年を検証期間として測定し、経営支援実施先のうち改善先の割合目標を40%に設定する。

また、保証件数・残高の約5割を抱える松山事業部に経営サポート課を新設し、協会メインの大口保証利用先に対して、経営支援を主軸としたプッシュ型アプローチにより収益力強化支援に取り組む。

(2) 伴走支援の連携深化

創業から事業承継までのあらゆるライフステージの中小企業者等の経営状況を把握し、経営課題の解決に向けて、愛媛県よろず支援拠点をはじめとした支援機関と連携深化を図り支援に取り組む。とりわけ、中小企業者等の生産性向上と価格転嫁による収益力強化に向けた資金支援や経営支援を強化することにより、持続的な経営基盤の強化を後押しする。さらに、事業承継については、経営者の高齢化や後継者不足により休廃業数が高止まりしていることから、後継者難倒産を抑制するため、事業承継の問題を抱える中小企業者等に対し、愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターと連携の上、早期着手に努める。

事業再生局面においては、中小企業者等の意欲や経営状況等を勘案の上、金融機関や愛媛県中小企業活性化協議会等と連携し、返済緩和のほか、求償権放棄や不等価譲渡、第二会社方式等による再生手法を柔軟に検討するとともに、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」についても、趣旨を踏まえ適切に対応していく。

(3) 期中管理の徹底

返済緩和先や業況が厳しい先に対して、適切かつ迅速な実態把握と見極めを実施し、中小企業者等の実情に応じた早期支援に取り組む。なお、初めて返済緩和を実施する先を中心に、金融機関や中小企業者等から相談を受けた段階から経営改善に向けた支援に着手する。その際、愛媛県中小企業活性化協議会にも事前相談を行うこととし、金融機関とも役割分担をしながら、収益力改善支援や早期経営改善計画策定支援(Vアップ)の活用を検討するなど当協会が主体的に支援を行う。

3. 回収部門

(1) 早期着手による回収の最大化

返済緩和先や延滞先のうち代位弁済予見先への期中管理を

強化し、金融機関との情報共有による債務者・関係者の現況把握に努め、代位弁済時から回収交渉が速やかに行えるよう回収方針の早期立案と早期着手に取り組む。

また、担保不動産の処分や資産の差押えなどは回収時期を逸しないように努め、回収の最大化を図る

(2)求償権回収の効率性・実効性の向上

初動対応の徹底により早期の回収見込み・回収方針を検討し、誠意のない求償権先には速やかに法的手続きを検討し、より効果的な回収手法を選択できるよう努める。将来的に完済見込みのない定期弁済先や担保処分が進んでいない求償権については管理コストを考慮した回収方針への転換を進め、管理事務停止・求償権整理の手続きを行い、回収の実効性の向上を図る。

(3)求償権先の再チャレンジの支援

事業継続先については、決算書徴収や定期的な面談等の実施により債務者の意向や実情を踏まえ、事業再生支援や再チャレンジ支援を検討する。管理が長期化している求償権先に対しては、損害金軽減による一括弁済や一部弁済による連帯保証債務免除など、関係人の生活再建も視野に入れた柔軟な対応を行う。

4. その他間接部門

(1)人材への積極的な投資

全国信用保証協会連合会主催の階層別・課題別研修に参加し、専門的知識の習得を図るとともに、業務関連資格の取得や通信教育講座の受講を推奨・支援することにより職員個々の人材開発の後押しを行い、更なるスキルアップを図る。併せて、協会内中小企業診断士による内部研修や経営支援の現場への帯同等によるOJTの他、支援機関にて開催されるセミナーへの参加等を通じて将来を担う経営支援人材の育成に努める。

(2)業務のデジタル化と標準化

中小企業者等や金融機関の申込手続きの迅速化等の利便性向上を図るため、電子申込を推進するとともに電子保証書の普及促進に取り組む。

また、文書管理システム及び電子決裁システム（ワークフロー）の導入に向けての検討を開始し、併せてデジタル技術を活用した業務の効率化やペーパーレス化による業務改善について協議を進めていく。加えて、事務の本部集中を検討し、中小企業者等への支援をより効果的・効率的に行うための支所のあり方を協議していく。

(3)BCPの実効性の確保

COMMONシステム共同版「事業継続計画」(BCP) が大規模自然災害などの緊急事態に機能するよう、随時点検・整備をするとともに、研修・訓練等を通じて役員員への定着を図る。

また、本所が被災した場合に備え、新居浜支所の代理代表拠点化によるCOMMONシステムの通信回線二重化を検討する。

(4)広報チャネルの最適化

当協会の取組みや支援メニューについて、ホームページやLINEを通じて積極的に情報発信し、認知度向上を図る。また、YouTube動画を活用し、保証制度の紹介などわかりやすく伝えることで周知・浸透を促進する。その他、情報共有システム（IPS）により、金融機関や関係機関に対しては、鮮度の高い情報をタイムリーに発信する。

(5)コンプライアンス文化の浸透

単なる法令遵守にとどまらず、倫理観や社会規範に基づいた真摯な行動を意識するよう、研修や啓蒙啓発活動を実施するとともに、内部監査及びコンプライアンス・チェックシート等にて浸透状況を確認する。

また、反社会的勢力に対しては不当要求行為等防止対策委員会を中心に対応するとともに、弁護士・暴力追放推進センター等関係機関とも連携し、組織一丸となって関係遮断に努める。

業務計画

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	前年度実績比
保証承諾	50,000	81.3
保証債務残高	293,000	92.2
代位弁済	4,000	127.6
実際回収	500	94.0

(単位：百万円)

基本財産	年度末残高
基金	3,571
基金準備金	12,219
合 計	15,790

収支計画

(単位：百万円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出		経常収入	
業務費	1,196	保証料	2,960
借入金利息	0	運用資産収入	237
信用保険料	1,359	責任共有負担金	446
責任共有負担金納付金	0	その他	47
雑支出	13		
計	2,568	計	3,690
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	3,916	償却求償権回収金	60
責任準備金繰入	1,911	責任準備金戻入	2,068
求償権償却準備金繰入	443	求償権償却準備金戻入	331
その他	10	求償権補填金戻入	3,481
		その他	0
計	6,280	計	5,940
		制度改革促進基金取崩額	0
当期収支差額	782	収支差額変動準備金取崩額	0
合 計	9,630	合 計	9,630

貸借対照表

(令和8年3月31日現在 単位：千円、%)

借 方				貸 方			
科 目	令和6年度	令和7年度	対前年度比	科 目	令和6年度	令和7年度	対前年度比
現金	559	627	112.1	基本財産	14,892,562	15,432,057	103.6
現金	559	627	112.1	基金	3,571,536	3,571,536	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	11,321,025	11,860,521	104.8
預け金	6,515,822	6,927,397	106.3	制度改革促進基金	0	0	-
当座預金	0	0	-	収支差額変動準備金	4,561,003	5,100,003	111.8
普通預金	4,670,707	4,972,282	106.5	その他の有価証券評価差額金	-2,051,146	-3,245,863	-
通知預金	0	0	-	責任準備金	2,141,680	2,046,249	95.5
定期預金	1,845,000	1,955,000	106.0	求償権償却準備金	260,555	240,506	92.3
郵便貯金	115	116	100.2	退職給与引当金	597,991	666,118	111.4
金銭信託	3,000,000	1,500,000	50.0	損失補償金	0	0	-
有価証券	18,277,145	17,773,452	97.2	保証債務	338,394,050	317,822,535	93.9
国債	0	0	-	求償権補填金	0	0	-
地方債	6,696,173	6,112,336	91.3	保険金	0	0	-
社債	11,574,288	11,654,098	100.7	損失補償補填金	0	0	-
株式	2,000	2,000	100.0	借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	長期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
ファンド出資	4,685	5,018	107.1	短期借入金	0	0	-
譲渡性預金	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
その他	0	0	-	収支差額変動準備金造成資金	0	0	-
動産・不動産	1,228,359	1,194,603	97.3	雑勘定	10,418,551	9,040,737	86.8
事業用不動産	1,190,122	1,168,563	98.2	仮受金	33,574	73,637	219.3
事業用動産	38,236	26,040	68.1	保険納付金	10,662	39,367	369.2
所有動産・不動産	0	0	-	損失補償納付金	3,731	4,692	125.8
建設仮勘定	0	0	-	未経過保証料	10,368,673	8,920,714	86.0
損失補償金見返	0	0	-	未払保険料	902	1,023	113.4
保証債務見返	338,394,050	317,822,535	93.9	未払費用	1,009	1,304	129.2
求償権	943,126	1,007,664	106.8	有価証券未払金	0	0	-
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	856,184	876,064	102.3				
仮払金	3,831	3,090	80.7				
保証金	0	0	-				
厚生基金	73,756	100,535	136.3				
連合会勘定	2,325	2,014	86.6				
未収利息	38,854	46,877	120.6				
有価証券未収入金	0	0	-				
未経過保険料	737,418	723,548	98.1				
合 計	369,215,246	347,102,343	94.0	合 計	369,215,246	347,102,343	94.0

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和7年度貸借対照表(図解)

借 方

現金・預け金・金銭信託●

保証の見返りとして12億円を各金融機関に預託しています。また、信託財産として15億円を預け、運用しています。

現金・預け金・金銭信託
84億円(95億円)

有価証券●

社債・地方債等を保有し、運用しています。

有価証券
178億円(183億円)

求償権●

決算上の求償権とは、代位弁済累計額から既受領保険金等相当分を控除した額です。

不動産等
12億円(12億円)

求償権
10億円(9億円)

未経過保険料
7億円(7億円)

未経過保険料●

当年度中に支払った保険料のうち、翌事業年度に帰属する部分について計上しています。

その他
2億円(1億円)

貸 方

基本財産●

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出捐金と、金融機関等負担金からなる【基金】(36億円)と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】(119億円)により構成されています。

基本財産
154億円(149億円)

その他有価証券● 評価差額金

有価証券のうち、その他有価証券に区分した有価証券の期末日における簿価と時価の差額(評価差額)です。

その他有価証券
評価差額金
△32億円(△21億円)

収支差額変動準備金●

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。当期は収支差額が10億7,850万円であり、5億3,900万円を収支差額変動準備金に繰り入れました。

収支差額変動準備金
51億円(46億円)

責任準備金
20億円(21億円)

未経過保証料●

受入保証料のうち当該決算期間の未経過部分(次年度以降に係る保証料)を計上します。経理上は保証料の前受金と考えられ、金融機関に対する預託の原資ともなります。

求償権償却準備金
2億円(3億円)

退職給与引当金
7億円(6億円)

未経過保証料
89億円(104億円)

その他
2億円(0億円)

※()内は前期の数字

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

>>

令和7年度財務報告

収支計算書

(令和8年3月31日現在 単位：千円、%)

支 出				収 入			
科 目	令和6年度	令和7年度	対前年度比	科 目	令和6年度	令和7年度	対前年度比
経常支出	2,346,305	2,455,005	104.6	経常収入	3,684,083	3,763,299	102.2
業務費	960,919	1,018,618	106.0	保証料	3,192,806	3,140,228	98.4
役職員給与	487,977	522,161	107.0	預け金利息	5,514	14,321	259.7
退職給与引当金繰入	54,644	68,127	124.7	有価証券利息・配当金	150,424	188,070	125.0
その他人件費	116,418	119,607	102.7	調査料	0	0	-
旅費	4,959	4,006	80.8	延滞保証料	0	0	-
事務費	161,258	162,237	100.6	損害金	13,539	8,143	60.1
賃借料	33,195	30,624	92.3	事務補助金	14,540	19,101	131.4
動産・不動産償却	36,765	36,577	99.5	責任共有負担金	303,665	390,927	128.7
信用調査費	20,825	27,433	131.7	雑収入	3,595	2,509	69.8
債権管理費	5,068	6,319	124.7				
指導普及費	14,481	13,126	90.6				
負担金	25,330	28,400	112.1				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	1,379,963	1,436,386	104.1				
責任共有負担金納付金	0	0	-				
雑支出	5,423	0	-				
経常収支差額	1,337,778	1,308,294	97.8				
経常外支出	5,128,507	5,137,500	100.2	経常外収入	4,891,457	4,907,701	100.3
求償権償却	2,721,359	2,844,064	104.5	償却求償権回収金	61,339	38,026	62.0
譲受債権償却	0	0	-	責任準備金戻入	2,167,725	2,141,680	98.8
雑勘定償却	1,890	5,608	296.7	求償権償却準備金戻入	128,833	260,555	202.2
有価証券評価損	0	0	-	求償権補填金戻入	2,532,167	2,467,441	97.4
有価証券売却損	0	0	-	保険金	2,420,477	2,180,090	90.1
退職金	2,985	525	17.6	損失補償補填金	111,690	287,350	257.3
責任準備金繰入	2,141,680	2,046,249	95.5	有価証券評価益	0	0	-
求償権償却準備金繰入	260,555	240,506	92.3	有価証券売却益	0	0	-
その他支出	39	548	1,394.1	補助金	0	0	-
経常外収支差額	△ 237,050	△ 229,799	96.9	その他収入	1,393	0	0.0
				制度改革促進基金取崩額	0	0	-
				収支差額変動準備金取崩額	0	0	-
当期収支差額	1,100,728	1,078,495	-				
収支差額変動準備金繰入額	550,000	539,000	-				
基本財産繰入額	550,728	539,495	-				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和7年度収支計算書(図解)

支 出

信用保険料●

公庫への信用保険料は1年前払いですが、決算上では当該決算期間に対応する額を計上します。つまり（当期支払保険料＋前期末未経過保険料－当期末未払保険料－前期末未払保険料－当期末未経過保険料）が計上されます。

責任共有負担金納付金●

金融機関から納めていただいた責任共有負担金のうち、負担金方式に係る当該年度の平均保険てん補率（約8割）分の金額から同方式の支払保険料の20%相当額（保険料据置額）を控除した額を公庫に納付します。

これにより、負担金方式の場合でも、責任共有制度導入時に設計されたリスク負担割合（公庫64%、保証協会16%、金融機関20%）と実質的に同等となります。

求償権償却●

年度末求償権のうち当年度中に受領した保険金・損失補償補てん金を原資として償却するもの（24億円）及び代位弁済後5年を経過したものと当協会の償却基準により特に回収困難と認められるもの（4億円）を合算した28億円を計上しています。

求償権償却準備金●

求償権は、100%回収可能なものではないので、資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てます。洗替え方式を採用しているため、前期末に計上した求償権償却準備金の戻入（収入）が行われると同時に、求償権償却準備金の繰入（支出）が行われます。



収 入

保証料●

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり（前期末未経過保証料＋当期受入保証料－当期末未経過保証料）が計上されます。

責任共有負担金●

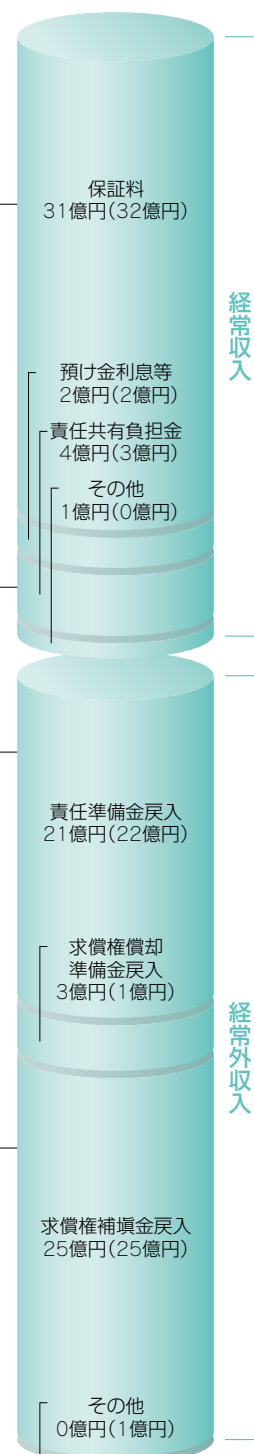
責任共有制度に基づき、負担金方式を選択した金融機関は、負担金方式に係る保証利用実績及び代弁等実績率に応じて算出された一定割合の負担金を協会へ納めていただきます。

責任準備金●

景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合に備え支払い資金として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。洗替え方式を採用しており、前期末に計上した責任準備金の戻入（収入）が行われると同時に当期責任準備金の繰入（支出）が行われます。

求償権補填金●

代位弁済により公庫から受領した保険金と連合会（国）、愛媛県等から受領した損失補償補填金からなっています。求償権補填金を期末に戻入処理をすることにより求償権の償却を行います。



※（ ）内は前期の数字

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

>>

令和7年度財務報告

財産目録

(令和8年3月31日現在 単位：千円、%)

資 産				負 債			
科 目	令和6年度	令和7年度	対前年度比	科 目	令和6年度	令和7年度	対前年度比
現金	559	627	112.1	その他有価証券評価差額金	-2,051,146	-3,245,863	-
預け金	6,515,822	6,927,397	106.3	責任準備金	2,141,680	2,046,249	95.5
金銭信託	3,000,000	1,500,000	50.0	求償権償却準備金	260,555	240,506	92.3
有価証券	18,277,145	17,773,452	97.2	退職給与引当金	597,991	666,118	111.4
動産・不動産	1,228,359	1,194,603	97.3	損失補償金	0	0	-
損失補償金見返	0	0	-	保証債務	338,394,050	317,822,535	93.9
保証債務見返	338,394,050	317,822,535	93.9	求償権補填金	0	0	-
求償権	943,126	1,007,664	106.8	借入金	0	0	-
譲受債権	0	0	-	雑勘定	10,418,551	9,040,737	86.8
雑勘定	856,184	876,064	102.3				
合 計	369,215,246	347,102,343	94.0	合 計	349,761,681	326,570,283	93.4
				正味財産	19,453,565	20,532,060	105.5

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

基本財産

● 基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

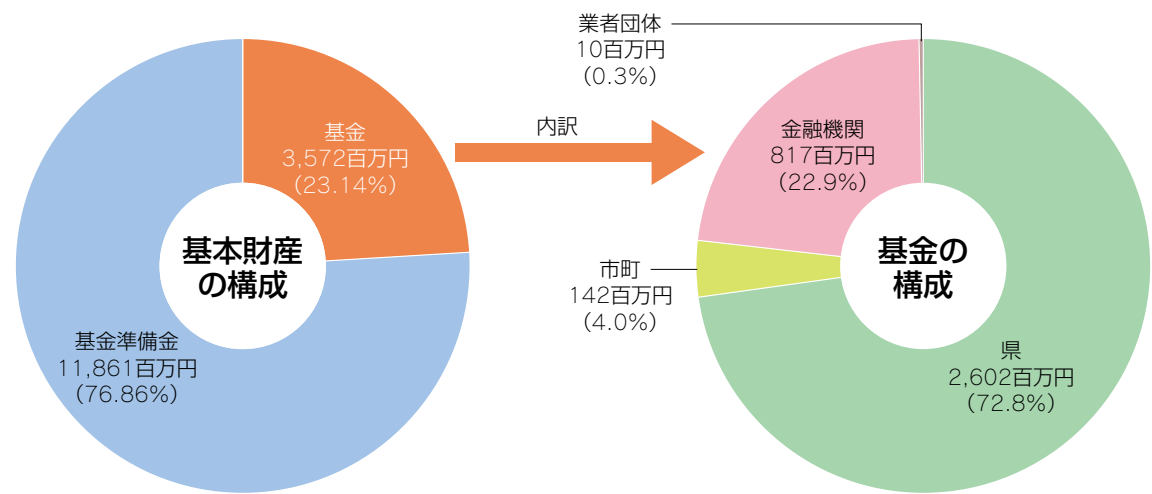
なお令和7年度は、保証債務残高3,178億円に対して、基本財産は154億円で、実際倍率は20.6倍となりました。

● 基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

- ①基金：県、市町から拠出いただいた出捐（しゅつえん）金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金：毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

● 基本財産の内訳（令和8年3月31日現在）



（令和8年3月31日現在）

基本財産		15,432百万円
①基金		3,572百万円
	地方公共団体出捐金	2,744百万円
	金融機関等負担金・出捐金	828百万円
②基金準備金		11,861百万円

各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

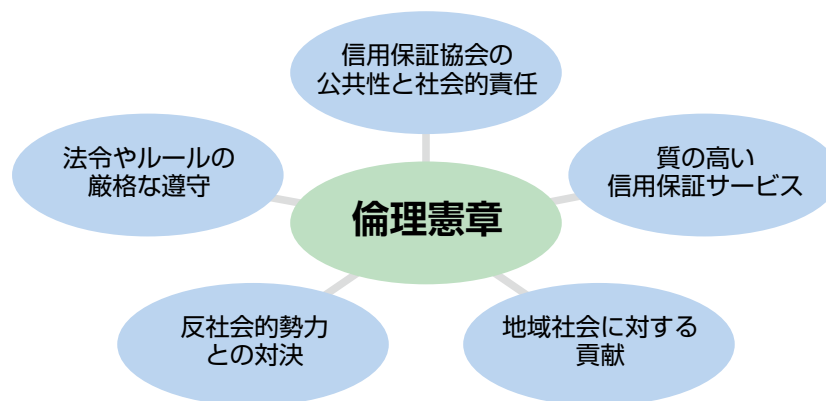
コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

● 愛媛県信用保証協会倫理憲章

- ① 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- ② 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- ③ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- ⑤ 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



● 具体的行動規範

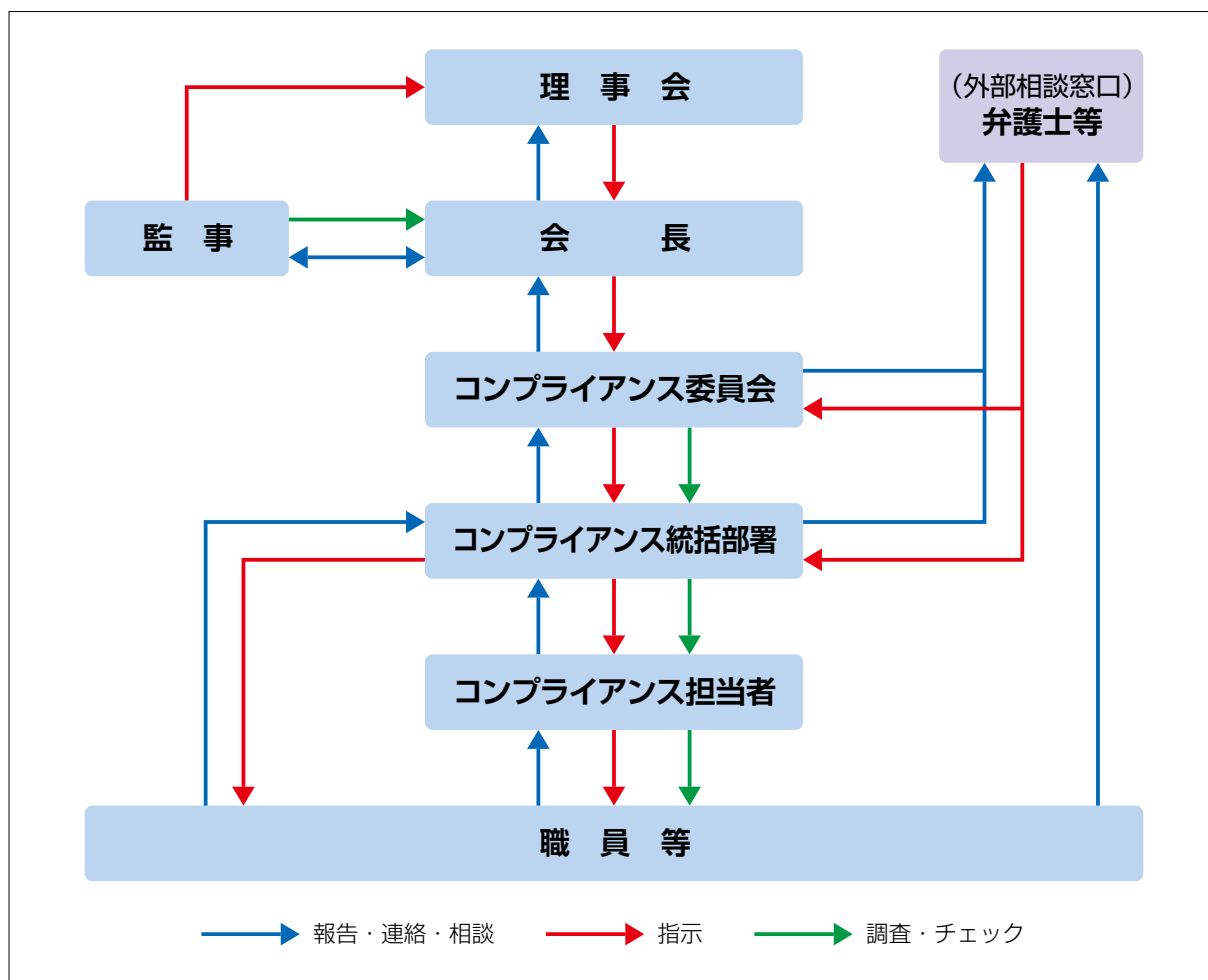
- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 法令・ルール等の遵守 | ⑥ 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| ② 誠実な職務の遂行 | ⑦ 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| ③ 守秘義務の履行 | ⑧ 職場秩序の維持 |
| ④ 職務上の地位と関係者との付き合い | ⑨ 違反行為の報告 |
| ⑤ コンプライアンス関連事項への対応 | ⑩ 懲罰 |

● コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

● コンプライアンス組織体制図



● 反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、平成17年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込みも断りしています。

>>

コンプライアンスと個人情報の取扱い

個人情報保護への取組

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

● 個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は下記の当協会窓口に備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

受付窓口	住 所	電話番号
松山事業部	松山市千舟町3丁目3番地8（千舟町スクエアガーデン内）	089-931-2118
新居浜支所	新居浜市一宮町2丁目4-8（商工会館内）	0897-33-8282
今治支所	今治市旭町2丁目3-20（商工会議所ビル内）	0898-23-0170
八幡浜支所	八幡浜市1590-22（商工会館内）	0894-22-2003
宇和島支所	宇和島市中央町1丁目9-10（愛媛新聞ビル内）	0895-22-6556

役員構成

(令和8年6月1日現在)

会 長	田 中 英 樹	常勤
専 務 理 事	佐 伯 隆	常勤
常 務 理 事	井 手 正 一	常勤
常 勤 理 事	内 山 敬 祐	常勤
理 事	管 家 一 夫	愛媛県市長会会長
理 事	高 門 清 彦	愛媛県町村会会長
理 事	井 川 高 幸	四国中央商工会議所会頭
理 事	星 加 隆 夫	西条商工会議所会頭
理 事	有 間 義 恒	宇和島商工会議所会頭
理 事	渡 部 英 志	愛媛県商工会連合会会長
理 事	服 部 正	愛媛県中小企業団体中央会会長
理 事	三 好 賢 治	伊予銀行頭取
理 事	西 川 義 教	愛媛銀行頭取
理 事	八 石 玉 秀	愛媛信用金庫理事長
理 事	奥 田 篤	商工組合中央金庫松山支店長
監 事	中 野 一 郎	常勤
監 事	堀 口 栄 樹	八幡浜商工会議所会頭
監 事	山 邊 彰 三	公認会計士



ネットワーク

■ 県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

本所

〒790-8651

松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7～9階

〈総務部〉

総務課 TEL 089-931-2111(代) FAX 089-931-2107

電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170

〈業務統括部〉

保証企画課 TEL 089-931-2119 FAX 089-931-1026

企業支援課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026

審査課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026

〈債権管理部〉

管理課 TEL 089-931-2128 FAX 089-931-2129

代位弁済課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-2129

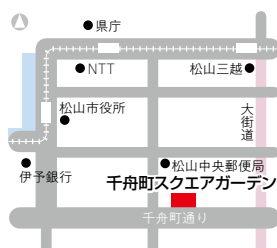
〈監査室〉 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-2129

〈松山事業部〉

保証課・経営サポート課・保証事務課

TEL 089-931-2118 FAX 089-931-2174

〔業務区域〕 松山市・東温市・伊予市・
久万高原町・砥部町・松前町



今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20

今治商工会議所ビル5階

TEL 0898-23-0170

FAX 0898-23-0758

〔業務区域〕 今治市・上島町



新居浜支所

〒792-0025

新居浜市一宮町2丁目4番8号

新居浜商工会館2階

TEL 0897-33-8282

FAX 0897-33-8284

〔業務区域〕 新居浜市・西条市・
四国中央市



宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号

愛媛新聞ビル5階

TEL 0895-22-6556

FAX 0895-22-6583

〔業務区域〕 宇和島市・鬼北町・
松野町・愛南町



八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22

八幡浜商工会館4階

TEL 0894-22-2003

FAX 0894-22-3137

〔業務区域〕 八幡浜市・大洲市・
西予市・内子町・伊方町

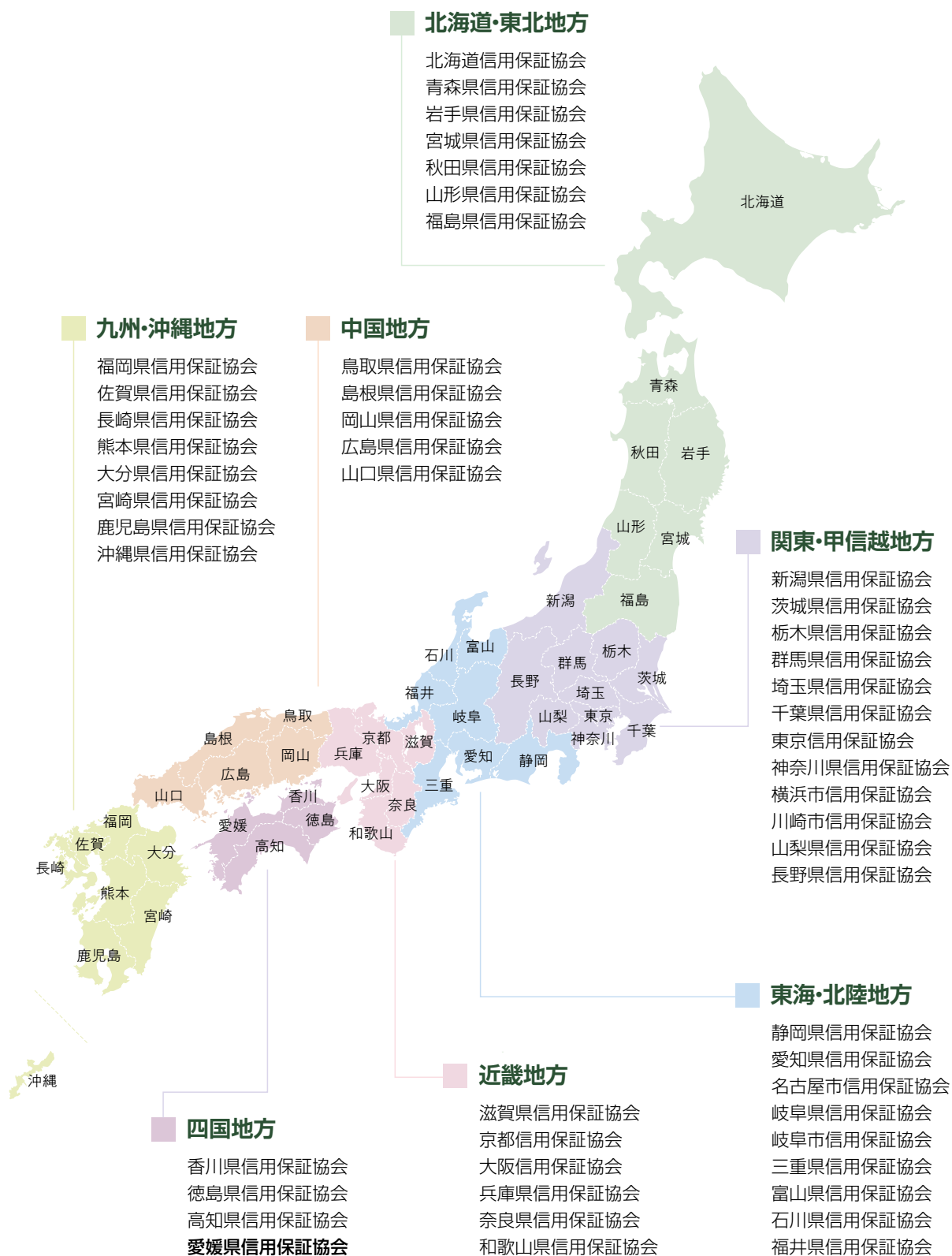


愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

■ 全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約33兆円（令和7年度末）、信用保証協会を利用している中小企業は約145万企業におよんでいます。



>>

役員構成・組織図・ネットワーク



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE